

委託業務契約書(案)

業 務 名 大分県産業科学技術センター庁舎等施設保守管理業務委託

履 行 場 所 大分県産業科学技術センター
大分県大分市高江西1丁目4361-10

契 約 期 間 令和8年10月1日から
令和11年9月30日まで
(地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約)

契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税額 円)

内訳	令和 8年度	金	円	(月額	円)
	令和 9年度	金	円	(月額	円)
	令和10年度	金	円	(月額	円)
	令和11年度	金	円	(月額	円)

契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者(契約担当者)大分県産業科学技術センター長 須田 洋幸
(以下「甲」という。)と、受託者 (以下「乙」という。)と
は、次の条項により委託業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(業務の内容)

第1条 契約の対象となる業務(以下「業務」という。)の内容は次のとおりとする。

- (1) 総括管理業務
- (2) 定期点検等保守業務
- (3) 日常点検・保守業務(軽微な修繕業務を含む)
- (4) 運転・監視業務
- (5) 保安警備業務
- (4) 環境安全衛生管理業務
- (6) その他庁舎等施設の管理上必要な一般的業務

(業務の実施)

第2条 乙は、業務の実施に当たり、関係法令に基づいて甲が定める自家用電気工作物保安規程
その他関係法令で定める事項を遵守し、別紙仕様書に従い、善良なる管理者の注意義務をもつて
業務を実施しなければならない。

なお、各設備の運転管理及び点検整備業務は、(「令和5年版建築保全業務共通仕様書(国

土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」以下「共通仕様書」という)に準拠して行なわなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。
ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断、日常的業務等当該業務に係る基本的または中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

5 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

6 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

7 前項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(監督員)

第5条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書に定めるもののほか、仕様書等の定めるところにより次に掲げる権限を有する。

(1) 乙又は乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督する者（以下「現場統括責任者」という。）との業務の実施に関する業務連絡及び調整

(2) 業務の実施状況に関する立会及び業務の実施結果に関する確認

(現場統括責任者及び業務従事者)

第6条 乙は、業務の実施に当たり、現場統括責任者及び業務従事者を定め、書面をもってその

氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項に掲げる現場統括責任者又は業務従事者の体制を変更する場合には、甲に対し事前に書面をもって協議を申し入れ、その了解を得た範囲においてのみ行うものとする。
- 3 現場統括責任者は、現場に常駐し次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 業務の実施の総括管理
 - (2) 業務従事者の指揮監督
 - (3) 業務の実施に関する監督員との業務連絡及び調整

(業務の計画、報告等)

- 第7条 乙は、仕様等に定める業務の実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の実施計画に基づき業務を実施するものとする。
 - 3 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
 - 4 甲は、必要と認めるときは、業務の実施状況について調査し、又は乙に報告を求めることができる。

(施設等の提供)

- 第8条 甲は、乙が業務の実施のため必要とする施設及び用水、光熱等のうち仕様書に定めるものを無償で提供する。

(貸与品等の取扱い及び善管注意義務)

- 第9条 乙は、甲から無償で貸与又は提供された施設、設備、備品、器具および管理用鍵等（以下「貸与品等」という。）について、善良な管理者の注意をもって、適正に使用、保管および管理しなければならない。
- 2 乙は、貸与品等を業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に使用させ、若しくは譲渡・転貸してはならない。
 - 3 乙は、貸与品等を滅失、破損、又は紛失したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
 - 4 乙が第1項の注意義務を怠ったことにより、貸与品等を滅失、破損、または紛失したと認められる場合は、乙は自己の費用においてこれを修理し、原状に回復し、又は甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償しなければならない。ただし、通常の使用に伴う経年劣化又は不可抗力による損害については、この限りでない。
 - 5 契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、乙は貸与品等を速やかに原状に復したうえで甲に返還しなければならない。

(計測機器、工具及び資材)

- 第10条 乙が業務の実施のため必要とする計測機器、工具及び資材は、設備機器に附属する特定の備品及び工具を除き乙の負担とし、その種別等は仕様書に定める。

(業務実施結果の検査)

第11条 乙は、業務を実施した日の翌開庁日に、業務の実施結果を日誌等により甲に報告し、監督員の確認を受けなければならない。

2 乙は毎月、業務の実施結果を書面により甲に報告し、検査を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 乙が第7条又は第11条による報告提出後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 仕事の目的物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(委託金額の支払)

第13条 乙は、第10条第2項の規定による検査に合格したものについて、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払うものとする。

3 委託金額の支払いは、月額払いとする。

(規律維持)

第14条 乙は、業務従事者の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

(機密保持)

第15条 甲及び乙は、業務における機密情報をこの契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運用上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提

供される情報

- (2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項（以下「特記事項」という。）」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

（個人情報保護）

第16条 乙は、業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

（労働法上の責任）

第17条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、雇用保険法、健康保険法その他法令を遵守し、その責任を負わなければならない。

（損害の賠償）

第18条 乙は、業務の実施に当たり、甲若しくは第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

（業務内容の変更等）

第19条 甲は、災害防止等のため必要があると認めるときは、業務の内容を変更し又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（契約の解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第21条 前条各号の規定又は第12条第2項により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第22条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第13条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(賃金水準の変動に基づく契約金額の変更)

第23条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

(1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。

(2) 当該変更額が、変動前契約金額（契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後契約金額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前契約金額の1000分の10を超える額であること。

3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、乙は当該決定に同意したものみなす。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第25条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の本案契約に関する部分の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和8年9月 日

甲

委託者 大分県大分市高江西1丁目4361-10
大分県産業科学技術センター
センター長

乙

受託者 住 所
商号 又は 名称
代表者職・氏名